

奈良県 公共事業 景観形成 指 針

平成21年11月

はじめに

奈良県は、世界に誇る多くの歴史文化遺産と、それらと一体をなす歴史的風土と豊かな自然環境に恵まれた地であり、これらの歴史的風土など人々の営みとを調和させようとするたゆまない努力によって美しい景観が守り育てられてきたところです。本県の個性豊かな美しい景観が、生活する人々の心と生活を豊かにしていること、またその優れた景観を体験するために国内はもとより世界の各地から多くの人々が訪れていることを再認識し、奈良にふさわしい良好な景観を守り、創り育て、活用するように努めていかなければなりません。

このため、本県では、県民・事業者・行政の適切な役割分担と協働により、本県の景観を美しく風格のあるものとし、これを次世代に引き継いでいくため、奈良県景観条例(平成21年3月)を制定し、また、景観法に基づく奈良県景観計画(平成21年5月)を定め、良好な景観形成に関する施策の総合的かつ先導的な推進を図っています。

公共事業の実施にあたっては、良好な景観形成の先導的な役割を果たすことが必要です。この指針は、良好な景観形成を図るための指針等を定めるとともに、公共事業に携わるすべての方々に活用いただけるよう、その内容を具体化する事例を交えながら分かりやすく解説するものです。

目 次

第1章 目的	1
第2章 適用の範囲	2
1. 対象事業	2
2. 適用の除外	2
第3章 基本理念・基本姿勢	3
1. 公共事業の特徴	3
(1) 公共事業と公共空間：眺める場所としての特徴	3
(2) 地域の重要な景観要素としての特徴	3
2. 基本理念	3
3. 基本姿勢	4
(1) 景観配慮の原則化	4
(2) 連携・協働による景観形成	4
(3) 景観形成に関する事業の一貫性	4
第4章 整備指針	5
1. 基本的事項	5
(1) 地域特性への配慮	5
(2) 自然環境への配慮	5
(3) 多様な視点への配慮	6
(4) 連続性への配慮	9
(5) 時間軸への配慮	10
(6) 工事中の配慮	11
2. 施設別指針	12
(1) 道路	12
(2) 河川、ため池、水路	13
(3) 砂防・治山施設	14
(4) 公園、緑地	15
(5) 公共建築物	15
3. 共通指針	16
(1) 法面	16
(2) 擁壁	16
(3) 舗装	17
(4) 防護柵	17
(5) 標識、サイン等	18
(6) 照明施設	18
(7) 緑の保全、緑化	19

第5章 管理指針	20
1. 適切な維持管理の実施	20
(1) 維持管理水準の向上	20
(2) 計画・設計段階における維持管理方針の検討	20
2. 地域との協働体制の構築	20
3. 占用工事者への指導	21
4. 不法占用物件の適正化	21
第6章 景観形成の推進方策	22
1. 景観検討の実施	22
(1) 重点検討事業	22
(2) 一般検討事業	23
2. 推進体制の整備	23
3. 景観形成を推進する先導的事業	23

参考資料

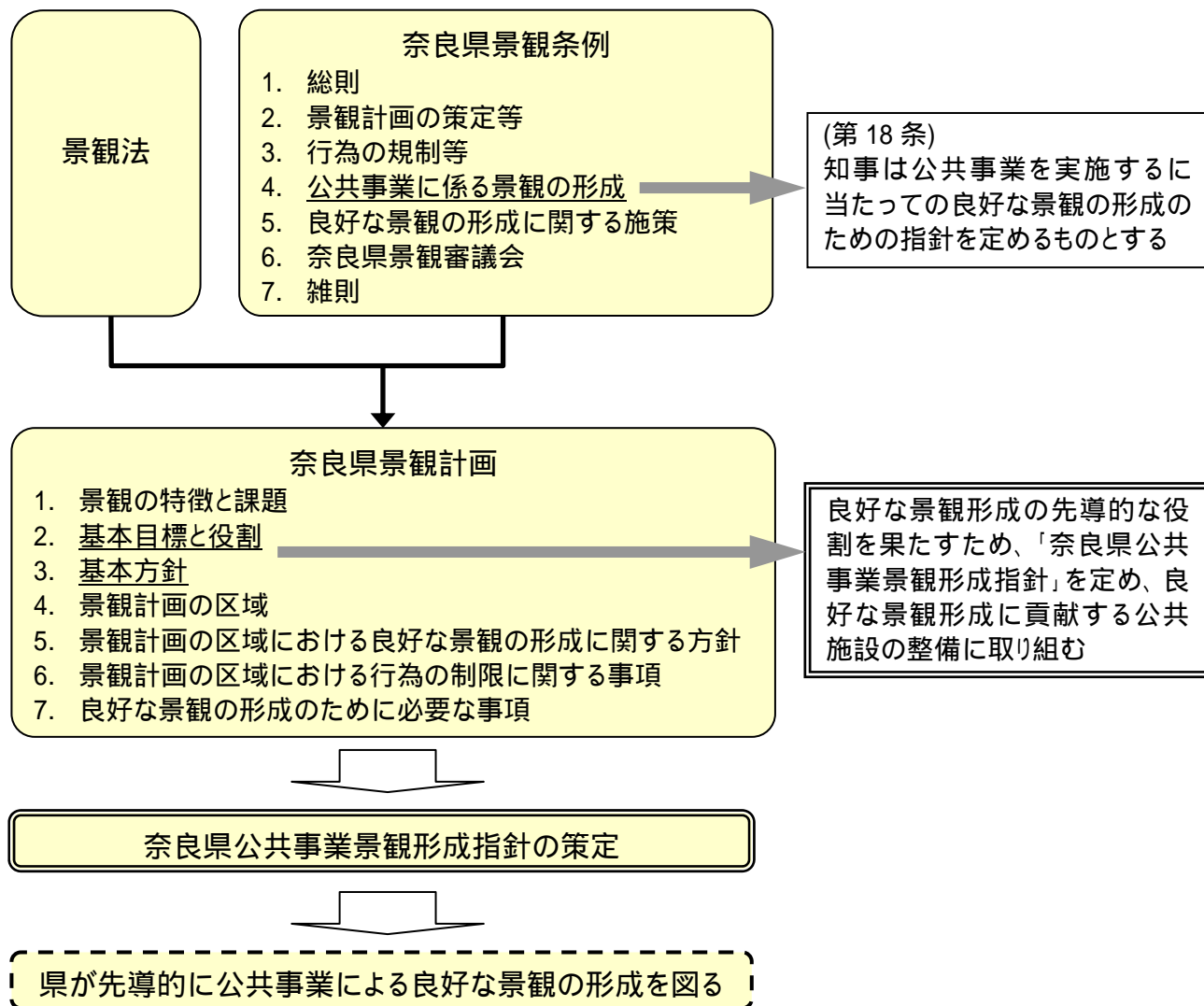
奈良県景観条例	1
色彩に関する基準	5
色彩景観の基礎知識	7
国の景観形成ガイドライン・指針等	8

第1章 目的

公共事業は、良好な景観形成を図る上で、その果たすべき役割は極めて大きく、事業者である県が、自ら率先して景観形成の先導に努めることが必要です。

本指針は、奈良県景観条例第18条の規定に基づき、公共事業を実施するにあたっての良好な景観形成を図るための指針を定めるものです。

なお、国、市町村等が実施する公共事業についても本指針に配慮することが求められます。



第2章 適用の範囲

1. 対象事業

この指針は、奈良県が実施する以下の施設の整備を行う公共事業を対象とします。

道路 河川、ため池、水路 砂防・治山施設 公園、緑地 公共建築物

2. 適用の除外

災害復旧等の緊急を要する事業もしくは小規模な維持補修や地下構造物などの周辺景観に与える影響がないもしくは極めて小さい事業については、この指針の適用を除外することができるものとします。

なお、除外事業であっても、可能な範囲で景観への配慮を行うこととします。

第3章 基本理念・基本姿勢

1. 公共事業の特徴

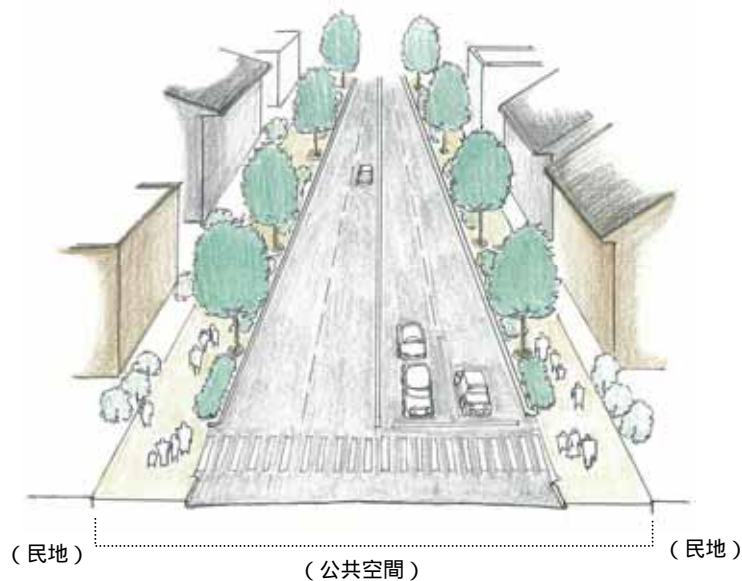
公共事業は次のような特徴があり、民間事業に対しても先導的な役割を果たす必要があります。

(1) 公共事業と公共空間:眺める場所としての特徴

公共事業が行われる土地は、基本的に公有地であるため、事業が行われる場所は公共空間となります。この公共空間は、多くの場合、建物などが建たない空地となります。空地であるということは、視線が通るということであり、景観上、重要な役割を果たします。例えば、道路や河川などは、このような性質を持つことから、街や地域を眺める空間を提供しています。つまり、公共事業が行われた場所の上部の空間が空っぽであるため、眺める空間を提供していることになります。

また、公共空間であるということは、多くの人々が自由に出入りすることができる場所になっているという特徴をあわせ持っています。つまり、多くの人々が来て、街や地域を眺める場所になるわけです。

このように、公共事業は、本来の事業目的のほか、街や地域の景観を見せる場を提供しているという役割も担っています。



< 公共空間の概念 >

(2) 地域の重要な景観要素としての特徴

公共事業によって整備される施設は、「街や地域の景観を見せる場を提供している」という役割を有するほか、規模が長大となり、いったん造ると永い年月にわたって存続することが多いという特徴を持つことから、地域の景観に大きな影響を与えます。

2. 基本理念

公共事業は、その機能を十全に満たすことがもちろん必要ですが、上記の特徴をふまえ、公共事業における景観形成では、地域特性や周辺環境を尊重し、その場に蓄積されてきた景観になじませることを基本とし、立地特性や施設規模等に応じて、後世に引き継がれる地域の景観資産となるように努めます。

3. 基本姿勢

良好な景観形成を図るため、次の基本姿勢により公共事業を実施します。

(1) 景観配慮の原則化

安全性、機能性及び経済性など様々な視点から検討することとあわせ、景観への配慮を事業実施の際の原則とします。

(2) 連携・協働による景観形成

市町村は、地域の状況を的確に把握しており、公共事業を実施するにあたっては、市町村が定める景観計画や景観条例、まちづくり計画等に配慮するなど、市町村との連携が重要です。市町村をはじめとする景観関係機関との連携を図り、良好な景観形成に努めます。

また、住民・事業者等は、景観を最も享受する立場であるとともに、日常生活の中で景観を創出・保全している主体です。そのため、住民・事業者等との協働に努め、景観形成への参加を促します。

(3) 景観形成に関する事業の一貫性

公共事業は、計画から設計、施工まで長い期間を要するものが多く、当初に計画された際のコンセプトを事業の各段階に継承し、事業の一貫性を確保することが必要です。

景観形成に携わる関係者の共通認識の形成を図るとともに、景観形成の方針や具体的な考え方等を、事業の初期段階から完了後の維持管理段階まで継承し、良好な景観形成に努めます。

第4章 整備指針

1. 基本的事項

良好な景観形成を図るため、次の基本的な事項に留意して事業を実施します。

(1) 地域特性への配慮

本県は、大和平野地域、大和高原地域、吉野・五條地域と3つの地域に区分され、地形や気候、土地利用形態が大きく異なります。また、それぞれの地域内においても、自然的特性やその地域の成り立ちや風土など社会的特性が異なり、地域特性は様々といえます。

このため、公共事業の実施にあたっては、次の点に留意して取り組むこととします。

地域特性の把握

良好な景観は、地域特性との調和により形成されるものです。このため、「自然要素(地形、気候、植生、土地利用等)」、「歴史・生活文化要素(歴史、歴史的建造物、史跡、遺跡、伝統素材、産業、特産物、伝統行事、風習等)」の把握に努めます。

地域特性の尊重

地域特性を尊重するということは、地域の名物や象徴となるものをイラスト化するような安易な手法で意匠に取り込むということではありません。地域特性から景観特性、景観要素等を読み取り、それを保存するのか、活用するのか、もしくは調和させるのか、十分に検討することが重要です。

また、豊かな緑に恵まれた本県では、自然の色を活かす景観が継承されてきました。そのため、「奈良県景観計画」では、すべての地域において、一定規模を超える建築物や工作物等の基調色に植物の葉の緑よりも鮮やかな色彩を用いることを制限し、人工物よりも自然の色彩が目立つように誘導しています。公共施設の色彩については、周辺景観との連続性に十分配慮し、周辺景観になじませる色彩を採用することを基本とするとともに、「奈良県景観計画」の色彩基準を遵守することを原則とします。

(2) 自然環境への配慮

自然環境は、地域の景観の素地となるものであり、自然環境に配慮することは、地域の景観の保全につながります。

このため、公共事業の実施にあたっては、次の点に留意して取り組むこととします。

自然環境の保全と回復

公共事業の実施にあたり、やむを得ず自然の改変を伴う場合は、その影響を最小とすることを原則とし、改変した部分についても、できる限り回復するように配慮することが重要です。

自然環境との共生

自然環境と調和した公共事業を実施するためには、多様な生物からなる生態系の保全など地域の自然環境に配慮することが重要です。

(3) 多様な視点への配慮

公共施設を巡って、多様な視点場が存在します。中でも重要なものの一つは、施設の内部から眺める視点場です。ここからの眺めは、施設が眺められると同時に、施設の周辺環境が眺められる対象(視対象)になります。これを内部景観と呼びます。

もう一つは、周辺から公共施設を眺める視点場です。施設自体が周辺の環境とともに、視対象の一部になります。これを外部景観と呼びます。

このため、公共事業の実施にあたっては、次の点に留意して取り組むこととします。

良好な内部景観(施設内部からの眺め)の創出

内部景観は、公共施設を中心として、建物や樹木などの近景、街並みなどの中景、山並みなどの遠景により構成されています。空間の重層性を意識して、公共施設単体ではなく、近景・中景・遠景との関係に配慮し、良好な内部景観の創出に努めることが重要です。また、公共施設が眺望のひらけた位置にある場合は、公共施設を視点場として新たな眺望の良い視点をつくり出す工夫も必要です。

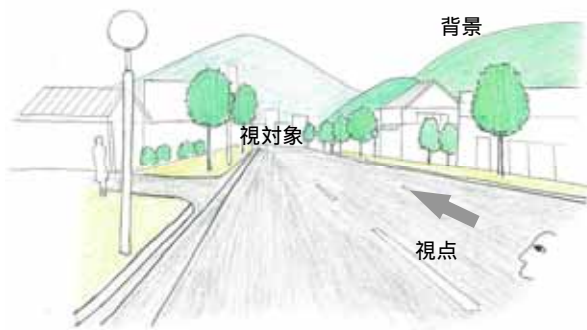
外部景観(地域からの眺め)への配慮

外部景観は、近景・中景・遠景からの見え方に配慮し、周辺景観との調和を図ることが重要です。特に、景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する眺望に配慮し、本県固有の景観の保全に配慮することが重要です。

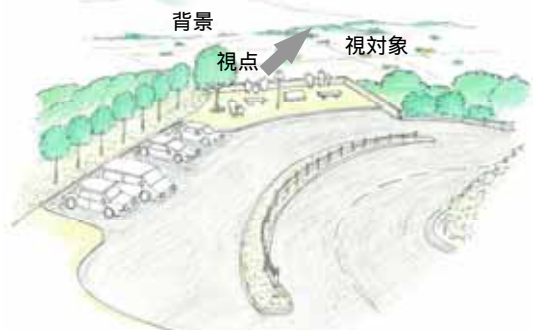
< 施設別の視点 >

(イ) 道路

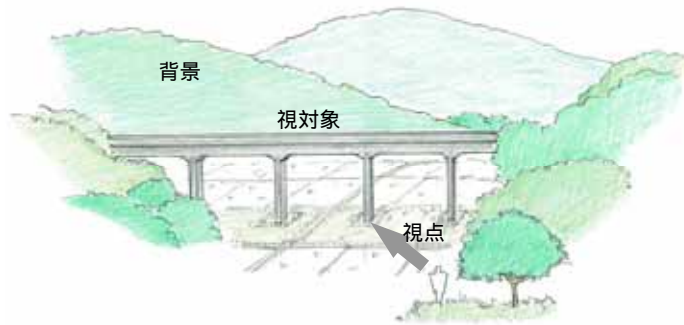
道路は、内部景観と外部景観の両方の視点から景観を捉えることが必要です。



< 内部景観 >



< 内部景観(視点場) >



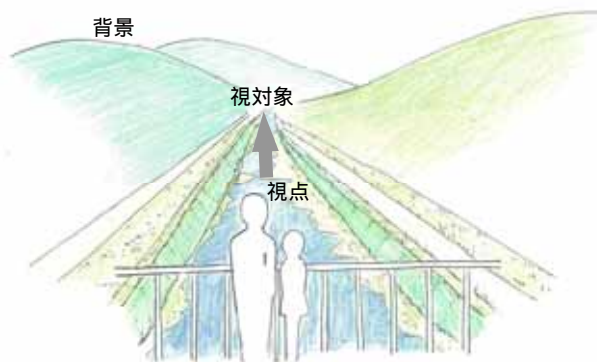
< 外部景観 >

(ロ) 河川、水路

河川、水路は、内部景観として、対岸景(視線と流れの方向が交差する景観)と、流軸景(視線と流れが平行する景観)に分けられ、その中間として、写真や絵画等でよく見られる流れに対して斜めに見た構図があります。また、外部景観として俯瞰景(高所からの眺め)があります。



< 対岸景 >



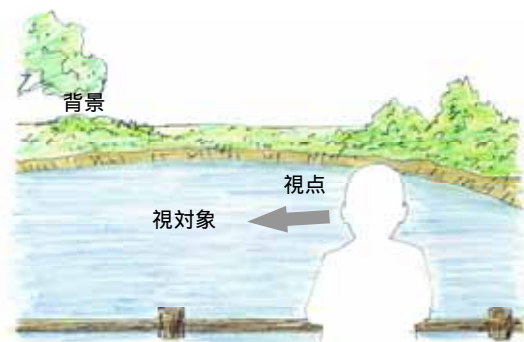
< 流軸景 >



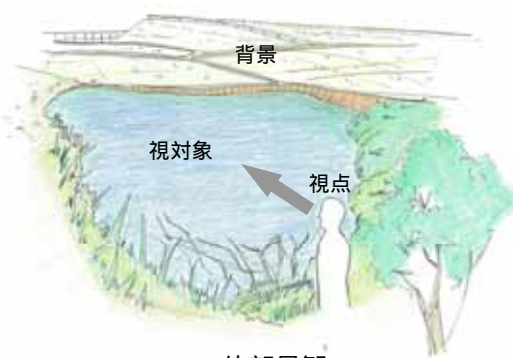
< 俯瞰景 >

(ハ) ため池

ため池は、内部景観と外部景観の両方の視点から景観を捉える必要があります。



< 内部景観 >



< 外部景観 >

(二) 砂防・治山施設

砂防・治山施設は、視対象となることが多く、外部景観の視点が基本です。特に、眺望景観保全上の重要な視点場からの見え方に配慮することが必要です。



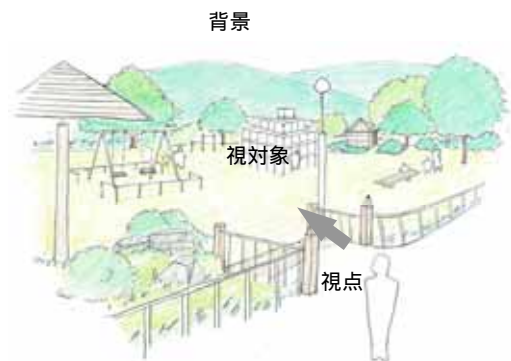
< 外部景観 >

(ホ) 公園、緑地

公園、緑地は、施設内部の景観を形成することが主であり、あわせて近隣の街並みへの配慮や、遠景の山並み等を借景とするとともに、外部景観の視点から景観を捉えることも必要です。



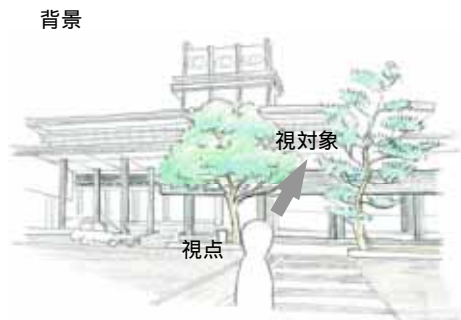
< 内部景観 >



< 外部景観 >

(ハ) 公共建築物

公共建築物は、外部景観の視点から景観を捉えることが基本です。



< 外部景観 >

(4) 連続性への配慮

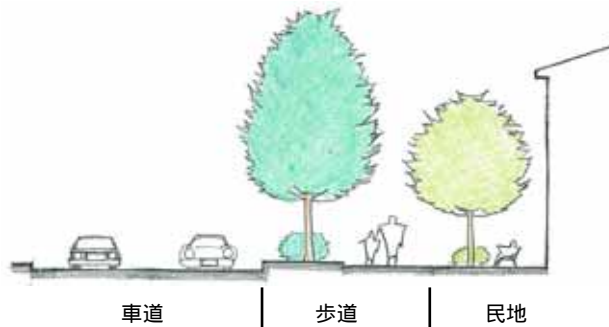
官民の敷地境界や所管する事業区域などの境界線により空間が分断されるのではなく、景観が連続したものになることで、良好な景観が形成されます。

このため、公共事業の実施にあたっては、次の点に留意して取り組むこととします。

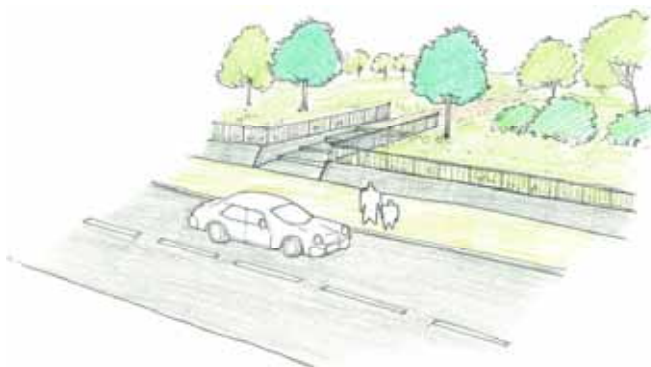
“境界”における見え方への工夫

官民の敷地境界付近や公共施設間の境界付近、また、施工性等から生じる同一施設内の境界付近等では、空間的な連続性を確保するための見え方を工夫することが重要です。

また、関連する事業がある場合は、相互に補完し相乗効果を発揮できるように努めます。



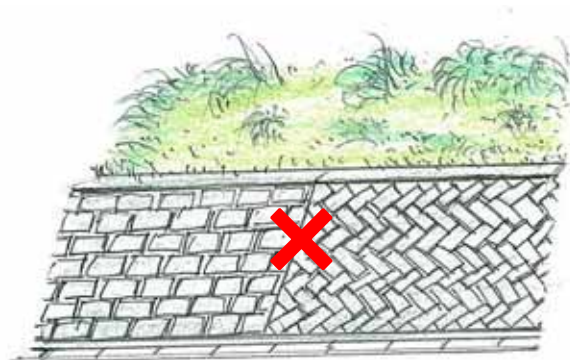
一体的な緑地空間・歩行者空間となるよう、歩道と民地の連続性に配慮。



道路と公園で空間が分断されている。



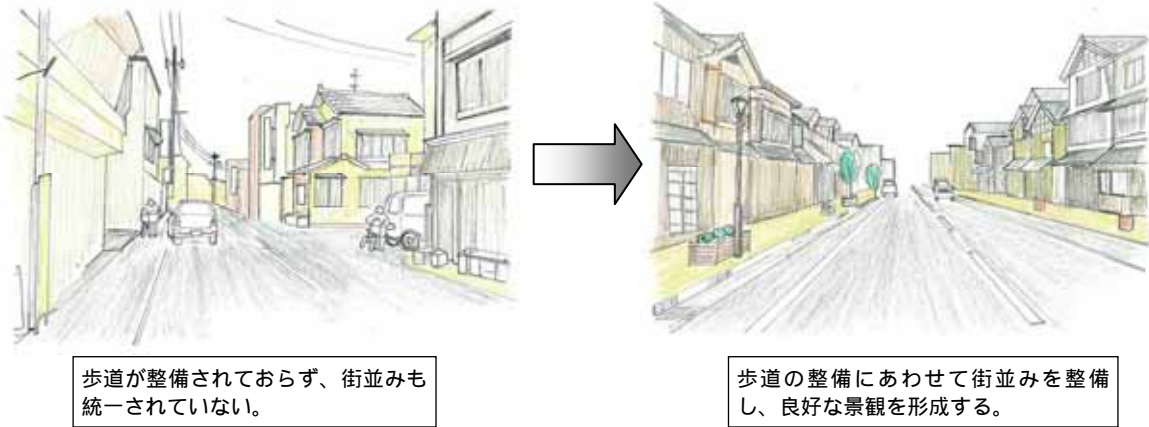
道路と公園の境界を明確にせず、空間の連続性に配慮。



工事発注工区で擁壁の材質が異なり、デザインも統一されていない。

地域との連携による取組

良好な景観形成には、景観に配慮した公共施設だけでなく、景観の連続性を確保するため、民間の建物など景観を構成する他の施設も重要です。公共事業の実施の整備を糸口とした、地域住民による自発的な街並み形成活動が展開されるなど、地域の良好な景観形成の取組が重要です。



歩道が整備されておらず、街並みも統一されていない。

歩道の整備にあわせて街並みを整備し、良好な景観を形成する。

(5) 時間軸への配慮

公共施設は、整備が完了した後、長期にわたり人々に使われていく中で醸成され、地域の景観に風格をもたらすものです。

このため、公共事業の実施にあたっては、次の点に留意して取り組むこととします。

経年変化を想定した工夫

公共事業の実施にあたっては、その工法や使用する材料によっては、時間の経過とともに味わいを増し、周辺景観になじむ効果が現れます。このような工法や材料の選定など長期使用を想定した施設整備への工夫が重要です。

また、樹木等は、生長とともに景観も変化することをふまえた適切な樹種等の選定、育成環境の整備が重要です。



自然素材の利用により、時間の経過とともに味わいを増した舗装。



擁壁前面の蔦が生長し、周辺景観になじんでいる。

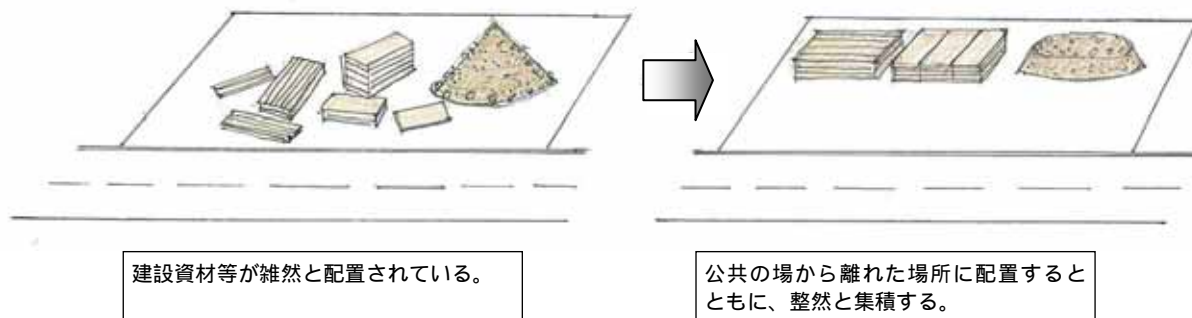
維持管理を考慮した工夫

公共施設の美観を保つには、日常の維持管理が必要であり、維持管理を行いにくい部分には、できるだけメンテナンスの手間がかからないように整備段階での工夫が重要です。

(6) 工事中の配慮

公共事業の施工段階においては、安全上の問題等から仮囲いや立入禁止柵などを設けたり、また、仮設道路を設置したり、建設資材等を仮置きしたりすることが考えられます。

このため、工事中においても、地域の景観を構成する一部として、景観に配慮した仮囲いの設置や建設資材等の見え方を工夫するなど、周辺景観への配慮が重要です。



建設資材等が雑然と配置されている。

公共の場から離れた場所に配置するとともに、整然と集積する。

2. 施設別指針

良好な景観形成を図るため、次に挙げる指針に則り、事業を実施します。

(1) 道路

道路は、交通のための空間であるとともに、まちづくりの骨格となるものであり、地域の景観形成上重要な役割を果たしています。また、道路は細長く連なる移動空間であるという特徴を持っていることから、多様な見え方と走行時や歩行時の景観の連続性や変化に配慮することが必要です。

<指針>

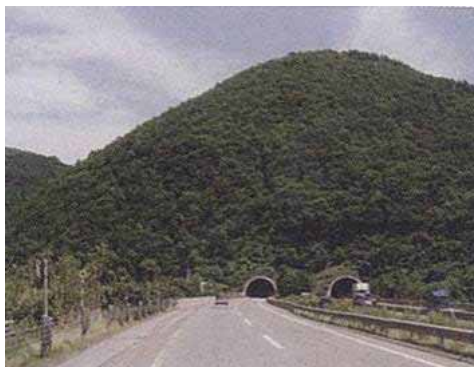
- 良好な景観資源がある場合は、その資源を保存・活用するように線形を工夫する。
- 周辺の景観特性に応じて、トンネル、橋りょう、高架構造を採用するなど、道路構造物の選択に配慮する。
- トンネルの坑口は、圧迫感のない内部景観となるように配慮する。
- 橋りょう・高架橋・歩道橋は、設置される位置や規模の大きさ等により周辺景観に与える影響が大きいため、十分にその形状、意匠及び色彩等を検討し、周辺景観との連続性に配慮する。
- 近接して設置される防護柵や照明施設、標識等は、まとまりが感じられるように調和に配慮する。
- 歴史的な街並みを有する場所や市街地の主要幹線道路沿線などでは無電柱化に努める。



主要地方道名張曾爾線 / 曾爾村
特徴的な形の山を内部景観に取り入れた道路線形を採用。



国道 168 号 (七色高架橋) / 十津川村
急峻な斜面が連続する厳しい地形条件下において、環境保全を可能とする構造及び施工法を採用。



東北自動車道 (保土坂トンネル) / 岩手県
坑口を突出型とし、地形に対する影響を最小とし、圧迫感を軽減している。



一般県道京終停車場薬師寺線 / 奈良市
無電柱化により歴史的な景観に配慮している。

(2) 河川、ため池、水路

河川、ため池、水路は、古くから地域と深い関わりを持ち、生活や文化に大きな影響を与えています。また、飛鳥川や初瀬川をはじめ本県の多くの河川が万葉集で詠まれたように、本県の河川は歴史的な背景を偲ばせる空間となっています。憩いと潤い、安らぎを提供する場として地域の景観拠点となる水辺空間の整備に配慮することが必要です。

<指針>

- 河川は、瀬や淵等の配置に配慮するなど、多自然川づくりを基本とする。
- 護岸は、自然環境に配慮した適切な工法や材料の採用に努める。
- 河川・ため池・水路の整備にあたっては、地域のニーズにあわせ、親水施設や広場を設けるなど、親水性の確保に配慮する。
- 樋門、堰等その他の施設は、安易な修景等による意匠は避け、周辺景観との連続性に配慮する。



飛鳥川 / 明日香村
瀬と淵の創出により、良好な河川空間を創出している。



竜田川 / 斑鳩町
百人一首に詠まれた歴史的特性に配慮するとともに、親水性の確保に配慮している。



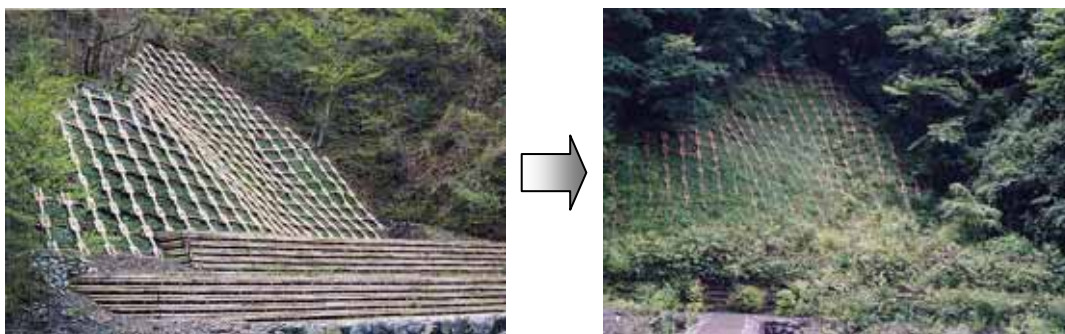
倉橋ため池 / 桜井市
ため池のまわりに遊歩道を設け、親水性の確保に配慮している。

(3) 砂防・治山施設

砂防・治山施設は、山肌に直接設置されることから、自然景観との連続性が途切れ、違和感を与えることがあります。

<指針>

- できる限り周辺景観を阻害しない工法や周辺景観となじむ材料を採用するとともに、長期の視点で自然環境の回復に配慮する。



赤谷川 / 五條市
間伐材を利用し、時間の経過とともに、周辺景観になじんでいる。

(4) 公園、緑地

公園、緑地は、日常生活において地域住民の憩いやふれあいの場として親しまれる空間であり、地域の景観形成において重要な施設です。

<指針>

- 自然地形、既存樹木、水辺等を活かした施設配置など、景観資源の保全、活用に努める。
- 郷土種の活用や花木や落葉樹、常緑樹の配植に配慮する。
- 公園施設は、自然素材や地域の歴史的要素を取り入れるなど、地域特性、周辺景観との調和に配慮する。
- 休憩施設や遊具等は、周辺景観に与える影響を考慮した上で、周辺環境と利用目的に応じ、十分にその形状、意匠及び色彩等を検討する。



馬見丘陵公園 / 北葛城郡河合町、広陵町
既存の池を活かした施設配置としている。



奈良公園 / 奈良市
休憩施設に瓦屋根や土塀を採用し、周辺景観と調和している。

(5) 公共建築物

公共建築物は、地域の拠点や目印となるものであり、地域の景観形成において先導的な役割を果たします。

<指針>

- 当該景観行政団体が定める景観計画の景観形成の基準による。

3. 共通指針

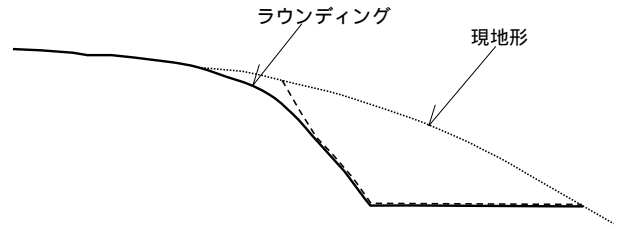
良好な景観形成を図るため、施設別指針とともに、必要に応じて次に挙げる指針に則り、事業を実施します。

(1) 法面

法面は、自然景観を背景とし、規模が大きく、また連続的に存在することが多いことから、周辺景観に対して違和感を与えることがあります。

<指針>

- 法肩部をラウンディングする等、アースデザインの手法を用いて、周辺地形との連続性に配慮する。
- 原則として緑化可能な勾配や工法の採用に努めるとともに、植物の生育環境を考慮した上で、表土の復元や郷土種を用いた植樹など、緑化の方法に工夫する。



奈良名張線 / 奈良市白毫寺町
周辺景観との連続性に配慮し、植樹を行っている。

(2) 擁壁

擁壁は、急勾配で無機質なものが多いため目立ちやすく、長大なものは強い圧迫感を与えます。

<指針>

- 長大とならないように努め、特に視覚的に目立つ場所では、形状の工夫や自然素材の活用、表面処理等により、周辺景観との連続性に配慮する。



志賀ルート / 長野県下高井郡山ノ内町 志賀高原
道路整備に伴い現場で発生した巨石を空積み
することで周辺景観になじんだものとなっている。

(3) 舗装

舗装面は景観を構成する重要な要素です。

< 指針 >

- 舗装材は、それ自身が目立つものではなく、周辺景観が映える色調を基本とする。
- 必要に応じて、道路の距離感や空間の広がりを感じられるデザインとしたり、空間的な連続性を確保するよう、境界部のおさまりに配慮したデザインとする。



今井町(重要伝統的建造物群保存地区) / 橿原市
街並みに違和感なく溶け込む舗装色としている。

(4) 防護柵

防護柵は、安全面や機能面を重視するだけで、景観上の配慮がなされていないものも多く、防護柵そのものが景観阻害要因となっている場合もあります。周辺景観に溶け込み、空間の連続性を阻害しないことが重要です。

< 指針 >

- 過剰な設置は避けるように努めるとともに、特に眺望に配慮する箇所においては、ガードパイプなど、透過性の高い形状とする。
- 鋼製防護柵の塗装色は、周辺景観との連続性に配慮した色彩とし、原則として茶系色とする。
- 自然環境の豊かな場所の遊歩道等では、木製の防護柵を用いるなど、素材に配慮する。



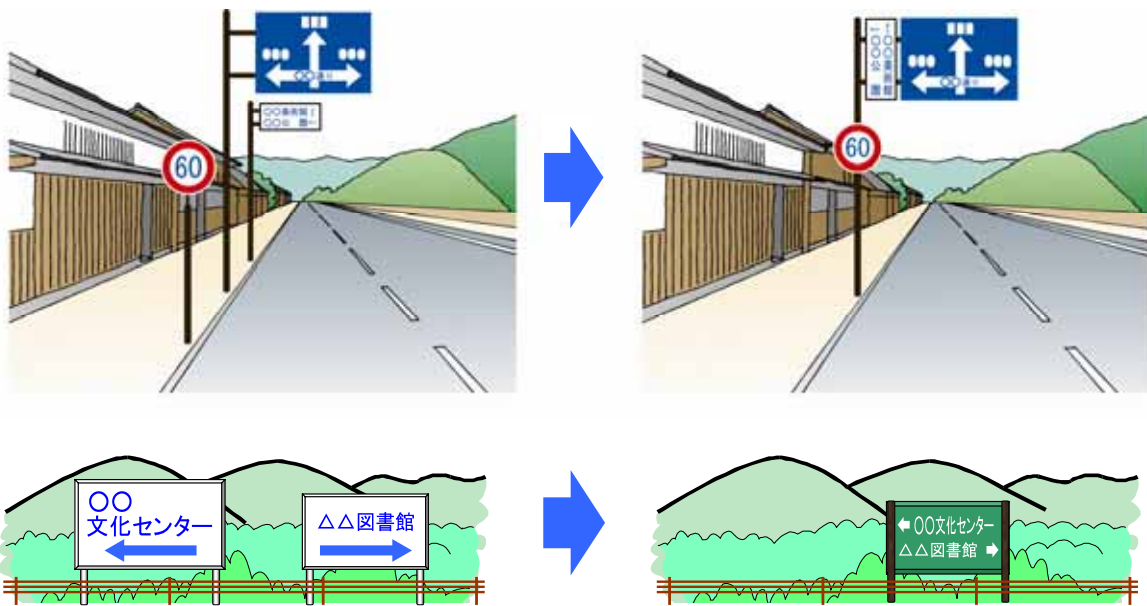
主要地方道桜井明日香吉野線 / 明日香村
防護柵に茶系色のガードケーブルを使用することで、眺望に配慮している。

(5) 標識、サイン等

標識、サインは、情報を伝達するものですが、大きく派手すぎたり無秩序に乱立している場合は、眺望を妨げ、雑然とした印象を与えます。

<指針>

- 共架、添架を図り、整理統合に努めるとともに、地域や沿線での統一性に配慮する。
- 標識、サインを新しく設置する場合は、視点と視対象を意識し眺望に配慮するとともに、奇抜な色彩は避け、屋外広告物条例の許可基準を満たすように努める。ただし、法令等の定めによるものは除く。
- 標識、サイン、信号機の支柱等の色彩は、周辺景観との連続性に配慮し、歴史的な街並みを有する場所などでは原則として茶系色とする。

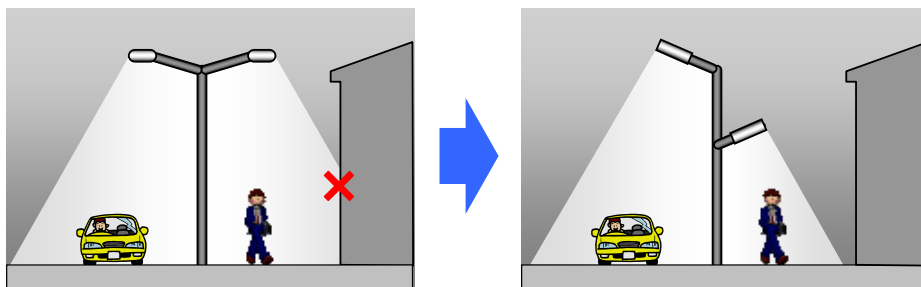


(6) 照明施設

照明施設は、日中においては施設そのものが景観上の重要な要素であり、また、夜間においては安心感を与えるとともに夜間景観にアクセントを与えます。しかし、照明施設の過度な装飾や過剰な光量はかえって景観を阻害することにつながります。

<指針>

- 周辺景観との調和や眺望に配慮し、必要に応じて、個性やにぎわいを演出するように配慮する。
- 光は、街並みや周辺環境との調和を図るため、光量、角度、色及び漏れ光に配慮する。



(7) 緑の保全、緑化

緑は、潤いや安らぎを与え、すべての施設景観を形成する上で重要な役割を持っています。

<指針>

- 良好な景観を形成している既存樹木については、保存、移植等による活用に努める。
- 緑化にあたっては、地域の自然や文化等の地域特性を把握した上で、郷土種の活用等周辺景観と調和した適正な樹種の選定、配植デザインに努める。
- 緑化の目的を明確にし、樹木等の生長を見越した植栽計画の立案、維持管理に関する方針や計画の立案に努める。



一般県道多武峯見瀬線 / 明日香村
既存樹木を保存した歩道整備を行っている。

第5章 管理指針

1. 適切な維持管理の実施

公共施設の補修や除草作業など、公共施設を適切に維持管理することは、良好な景観を保つ上で大変重要なことです。維持管理が行き届かない状態で放置されたままでは、景観は損なわれる一方です。

このため、公共施設の管理にあたっては、次の視点に留意して取り組むこととします。

(1) 維持管理水準の向上

定期的な点検等により、景観阻害要因となる、施設の損傷や状況の早期発見に努め、長期間放置することなく補修等の対応を行うことが必要です。特に景観形成を推進する必要がある場所では、維持管理水準の向上を図ることが重要です。

(2) 計画・設計段階における維持管理方針の検討

計画・設計段階より、維持管理に関する方針や維持管理の推進体制を検討し、その内容を維持管理段階に引き継ぎ、当初の整備目的に沿った維持管理を推進することが重要です。計画・設計段階において、維持管理に要する予算の確保や地域との協働体制の構築など、維持管理の推進体制を整えておくことが必要です。

2. 地域との協働体制の構築

公共施設の維持管理を推進するにあたっては、住民や事業者、NPO等の協力が不可欠です。また、住民等との協働体制を構築し、維持することは、公共施設の維持管理面だけではなく、住民等が地域や施設への愛着を育む上で重要です。協力体制を構築、維持するため、住民等に対して、必要な資材の提供や公共施設を利活用したまちづくり活動の支援など、地域の実情にあわせて必要な支援体制を構築することを検討する必要があります。



堤防のり面を利用し、地域住民がコスモス等の植栽をしている。



「みんなで・守ロード事業」により、地域による道路清掃の様子。

3. 占用工事者への指導

公共の土地の占用工事については、占用工事者に対し、占用物件等が景観阻害要因とならないよう、周辺景観との調和に配慮するように協力を求めていくことが重要です。また、景観法に基づく景観計画の景観形成基準等に配慮するなど、関係機関と連携し、良好な景観形成に関する取り組みを促進することが望まれます。特に、景観重要公共施設に指定されている公共施設については、市町村独自の占用許可基準を定めており、景観行政団体である市町村と緊密な連携を図ることが必要です。

公共施設管理者が占用工事者と協議を行う際は、本指針に適合した措置を講ずるように協力を求めるとともに、以下に示す配慮事項についてもあわせて協力を求めるものとします。

なお、ここで定める以外に、古都保存法や自然公園法等、景観に関する各種の法令等との整合に配慮する必要があります。

< 配慮事項 >

舗装復旧

- ブロック舗装など特殊な舗装が行われている場合の占用工事後の舗装復旧は、使用されている材料をできる限り再利用し、再利用できない場合でも同製品を利用するか、違和感が生じない類似製品を使用するように指導する。

電柱・電線類

- できる限り共架、添架により、整理統合に努めるとともに、軒下配線や裏配線の導入についても検討するように指導する。
- 電線が道路等を横断する場合には、できる限り横断箇所を集約するように指導する。
- 電柱の色彩は、歴史的な街並みを有する場所などでは、周辺環境との連続性に配慮し、できる限り茶系色とするように指導する。

その他の占用物

- バス停上屋や電話ボックス等その他の占用物件等は、周辺景観との調和に配慮するように指導する。

4. 不法占用物件の適正化

立看板やのぼり旗等の不法占用物件は、景観を阻害する大きな要因の一つです。そのため、景観重要公共施設など特に景観形成を推進する必要がある場所では、パトロールの強化や、市町村景観関係課と連携した違反広告物の撤去活動等に努め、不法占用物件の適正化を重点的に図ります。

第6章 景観形成の推進方策

1. 景観検討の実施

公共事業の良好な景観形成を図るため、景観検討を実施します。その際、事業特性を考慮し、事業を「重点検討事業」と「一般検討事業」に区分し、メリハリのある景観検討を実施します。

重点検討事業では、別途定める景観検討シートをもとに、景観形成に携わる関係者の共通認識の形成を図りつつ、景観検討を深め、具体的考えを整理していくものとします。また、景観検討シートを作成することにより、景観形成の考えや維持管理に関する方針等を記録し、各段階で検討した内容を、次段階へ継承します。

(1) 重点検討事業

「重点検討事業」は、次表に挙げる事業とします。

重点検討事業	法令等により、特に良好な景観形成を推進する必要がある地域等で行う事業
都市計画法	・風致地区
古都保存法 ¹	・歴史的風土保存区域
明日香法 ²	・第1種歴史的風土保存地区、第2種歴史的風土保存地区
自然公園法	・国立公園、国定公園の区域
県立自然公園条例	・県立自然公園の区域
県自然環境保全条例	・自然環境保全地域、景観保全地区、環境保全地区
文化財保護法	・史跡名勝天然記念物に係る場合 ・伝統的建造物群保存地区 ・重要文化的景観に係る場合
景観法	・景観重要公共施設や景観重要建造物、景観重要樹木に係る場合 ・景観地区、準景観地区
県景観条例	・重点景観形成区域
市町村景観条例	・条例により定められた指定地区 ³
歴史まちづくり法 ⁴	・重点区域

上記は指定が予定・準備されている場合を含む。

- 1 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
- 2 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法
- 3 奈良市景観条例に基づく景観形成重点地区、吉野町歴史的景観保全条例・川上村大峯奥駈道の歴史的景観及び文化的景観保全条例・大峯奥駈道の歴史的景観及び文化的景観を保全するための黒滝村条例・十津川村熊野古道小辺路及び大峯奥駈道の歴史的景観及び文化的景観保全条例に基づく景観保全地区等
- 4 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

重点検討事業	地域の重要な景観要素となる構造物を含む事業
	・橋りょう(橋長50m以上) ・横断歩道橋 ・トンネル ・大規模樋門 ・砂防えん堤(堰高15m以上) ・建築物(建築面積10㎡以上)

重点検討事業	土地の形質の変更が大きく、地域の景観に大きな影響を与える事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形質の変更規模が3,000㎡以上 ・擁壁(高さ5mかつ長さ10m以上) ・法面(高さ5mかつ長さ10m以上)
重点検討事業	重点検討事業 ~ 以外で、重点的に検討することが適当である事業
	・重点検討事業として検討することが適当であると事業を主管する部局長が認めた事業

(2) 一般検討事業

「一般検討事業」は、重点検討事業対象以外の事業とします。

2. 推進体制の整備

指針の持続的な実効性の確保を図るため、上記景観検討の手順を定めるとともに、奈良県景観審議会への定期的な報告や、景観形成への取組を振り返り、指針への適合性等を評価するワーキング会議の設置など、推進体制の整備に努めます。また、検討内容を参考事例としてデータ化するとともに、先進事例の収集など景観形成手法の調査・検討を行い、個別事業に対するアドバイスの実施や指針のフォローアップを行います。

さらに、公共事業に携わる職員の景観形成に対する正しい理解を深めるとともに、より一層の意識の向上を図るため、景観に関する研修等の施策を実施します。

3. 景観形成を推進する先導的事業

良好な景観形成の推進にあたって、重点的に景観形成のモデル事例となるよう、景観重要公共施設や重点景観形成区域等では、無電柱化の推進や標識・サイン等の整理統合など、先導的な公共事業を実施します。

また、これらの区域においては、公共施設の整備にあわせて、沿道の街並み形成を促進するよう、住民や事業者等が自ら行う景観形成に対する支援制度を検討します。

写真出典・提供

掲載頁	写真名	出典・提供
P12	東北自動車道(保土坂トンネル)/岩手県	「道路のデザイン」(財)道路環境研究所 大成出版社 2005 年発行
P16	志賀ルート/長野県下高井郡山ノ内町 志賀高原	土木学会デザイン賞 2001(最優秀賞) (写真提供:大日本コンサルタント)

その他、注釈なきものは奈良県撮影

参 考 资 料

奈良県景観条例

平成二十一年三月二十七日
奈良県条例第四十九号
奈良県景観条例をここに公布する。
奈良県景観条例

目次

第一章 総則(第一条 第五条)
第二章 景観計画の策定等(第六条 第八条)
第三章 行為の規制等(第九条 第十七条)
第四章 公共事業に係る景観の形成(第十八条)
第五章 良好な景観の形成に関する施策(第十九条 第二十一条)
第六章 奈良県景観審議会(第二十二条)
第七章 雑則(第二十三条・第二十四条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、良好な景観の形成についての基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法(平成十六年法律第百十号。以下「法」という。)の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定めるほか、景観住民協定の認定、奈良県景観資産の登録その他の事項を定めることにより、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ先導的に推進し、もって美しく風格のある県土を形成し、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 良好な景観は、県民共通の資産として受け継ぎ、育て、かつ、創出して、将来の県民に承継されていくものであることを旨として、その形成が図られなければならない。

- 2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、これらの調和に配慮しながら、その整備及び保全が図られなければならない。
- 3 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を果たすことにかんがみ、地域の魅力の向上と活性化に資するよう、その

整備及び保全が図られなければならない。

- 4 良好な景観は、県、市町村、県民、事業者及び民間団体(県内において良好な景観の形成を図るための活動を行う民間の団体をいう。以下同じ。)の適切な役割分担と協働の下、それらの者の積極的な取組により、その整備及び保全が図られなければならない。
(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的かつ先導的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、地域の特性に応じた良好な景観の形成に配慮して、公共事業を実施する責務を有する。

- 3 県は、良好な景観の形成に関する市町村の施策並びに県民、事業者及び民間団体(以下「県民等」という。)の主體的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

(県民の責務)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、地域のまちづくり及び地域間の交流の担い手として、県が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第二章 景観計画の策定等

(景観計画)

第六条 知事は、県内の良好な景観の形成を総合的かつ先導的に推進するため、景観計画(法第八条第一項に規定する景観計画をいう。以下同じ。)を策定するものとする。

- 2 知事は、景観計画の区域内において、特に重点的に良好な景観の形成の推進に取り組む必要がある区域(以下「重点景観形成区域」という。)を定めることができる。

- 3 重点景観形成区域における法第八条第二項

第三号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、重点景観形成区域ごとに定めることができる。

(策定の手続)

第七条 知事は、景観計画を定めようとするときは、奈良県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしていない場合の手続)

第八条 知事は、法第十四条第一項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる区域の市町村長の意見を聴くとともに、奈良県景観審議会の意見を聴かなければならない。

第三章 行為の規制等

(届出を要する行為等)

第九条 法第十六条第一項第四号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

二 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)その他の物件の堆積

2 法第十六条第一項第四号に掲げる行為に係る同項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

4 法第十六条第一項第四号に掲げる行為に係る同項の規定により届け出なければならない事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに行為の完了予定日とする。

5 法第十六条第一項第四号に掲げる行為に係る同条第二項の規定により届け出なければならない事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同条第七項各号に掲げる行為に該当することと

なるもの以外のものとする。

6 景観法施行規則(平成十六年国土交通省令第百号)第一条第二項第四号の条例で定める図書は、法第八条第三項第二号の規定に基づき景観計画に定める基準(以下「景観形成基準」という。)への適合に関する事項を記載した書類その他規則で定める図書とする。

7 法第十六条第七項第十一号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 規則で定める仮設の建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

二 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更

三 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの

ア 農業又は林業を営むために行うもの

イ 堆積の期間が三十日を超えて継続しないもの

四 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの

五 法第十六条第一項各号に規定する届出を要する行為(同項第二号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物(建築物を除く。以下同じ。)に係る行為に限る。)で、規則で定める規模以下のもの

六 前号に規定する規則で定める工作物以外の工作物に係る行為

8 前項第五号に規定する規則で定める工作物及び規則で定める規模は、重点景観形成区域ごとに定めることができる。

(届出を要する行為に係る事前の助言)

第十条 法第十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、その内容について、規則で定めるところにより、知事に必要な助言を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により助言を求められたときは、奈良県景観審議会の意見を聴くことができる。

(届出があつた場合の市町村長の意見)

第十一条 知事は、法第十六条第一項又は第二

項の規定による届出があった場合は、当該届出に係る行為が行われる区域の市町村長の意見を聴くものとする。

(勧告の手續等)

第十二条 知事は、法第十六条第三項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、奈良県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、法第十六条第三項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるとともに、奈良県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(特定届出対象行為)

第十三条 法第十七条第一項の条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。

一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(変更命令等の手續)

第十四条 知事は、法第十七条第一項又は第五項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、奈良県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の完了の届出)

第十五条 法第十六条第一項又は第二項の規定による届出(同条第一項第一号又は第二号に掲げる行為に係るものに限る。)を行った者は、当該届出に係る行為を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(景観形成基準に係る配慮義務等)

第十六条 法第十六条第一項又は第二項の規定による届出を要しない場合においても、景観計画の区域内において、同条第一項第一号、第二号若しくは第三号又は第九条第一項第一号若しくは第二号に掲げる行為をする者は、景観形成基準に配慮し、良好な景観の形成を図るために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(既存の建築物等に対する措置の求め)

第十七条 知事は、景観計画の区域内において、良好な景観の形成を図る上で著しく支障があると認める建築物又は第九条第七項第五号に規定する規則で定める工作物を所有し、又は管理する者に対し、景観形成基準に配慮し、良好な景観の形成を図るために必要な措置を講ずよう求めることができる。

第四章 公共事業に係る景観の形成

第十八条 知事は、公共事業を実施するに当たっての良好な景観の形成のための指針(以下「公共事業景観形成指針」という。)を定めるものとする。

2 知事は、公共事業景観形成指針を定めるに当たっては、あらかじめ、奈良県景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、公共事業景観形成指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、公共事業景観形成指針の変更について準用する。

5 知事は、国、他の地方公共団体その他の公共事業を実施する者に対し、これらの者が実施する公共事業について、公共事業景観形成指針に配慮するよう求めることができる。

第五章 良好な景観の形成に関する施策

(景観住民協定)

第十九条 知事は、県民又は土地所有者等が良好な景観の形成に関し締結した協定であって、その内容が地域の良好な景観の形成の推進に資すると認められるものを景観住民協定として認定することができる。

2 知事は、前項の規定により景観住民協定を認定したときは、その概要を公表するものとする。

(奈良県景観資産の登録)

第二十条 知事は、景観的な価値を有する建造物若しくは樹木又は優れた景観を眺望できる地点等であって、良好な景観の形成の推進に資すると認められるものを奈良県景観資産(以下「景観資産」という。)として登録することができる。

2 知事は、景観資産を登録しようとするときは、あらかじめ、当該登録しようとする建造物等を所有し、又は管理する者及び当該登録しようとする建造物等の存する区域の市町村長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第一項の規定により景観資産を登録したときは、その概要を公表するものとする。

(景観への理解を深めるための施策等)

第二十一条 県は、県民等が、良好な景観の形成について理解を深めるとともに、良好な景観の形成に関する取組を積極的に進めることができるよう、良好な景観の形成に関する知識の普及、学習の支援、顕彰その他の必要な施策を実施するものとする。

2 県は、県、市町村及び県民等が、連携し、又は協働して、良好な景観の形成を推進することができるよう、相互の交流の機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

第六章 奈良県景観審議会

第二十二条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議させるほか、知事の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、奈良県景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、知事が任命する委員十五人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 6 審議会は、第十条第二項、第十二条及び第十四条の規定によりその権限に属させられた事項については、これらを専門に調査審議する部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第七章 雑則

(景観行政団体である市町村との関係)

第二十三条 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、景観行政団体である市町村が行う施策を尊重し、当該施策との整合性に留意するものとする。

(その他)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第三章及び第二十二条第六項の規定は、同年十一月一日から施行する。

色彩に関する基準

景観計画で定める色彩基準

表1 色彩基準【一般区域】【重点景観形成区域・第2種特定区域、広域幹線沿道区域】

種類	基調色										強調色				
	自然系地域			住居系地域			工業系地域			商業系地域			全ての地域区分		
通用区分	右記以外の区域			住居系用途地域の区域 (*1)			工業系用途地域の区域 (*2)			商業系用途地域の区域 (*3)			明度	彩度	備考
色相区分	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考
0.0R(10RP)～4.9R	8.0を超える	1.0以下	使用不可	8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下				
	5.0以上8.0以下	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下				
	5.0未満	2.0以下		5.0未満	2.0以下		5.0未満	2.0以下		5.0未満	2.0以下				
5.0R～9.9R	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下				
	5.0以上8.0以下	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下				
	5.0未満	3.0以下		5.0未満	4.0以下		5.0未満	4.0以下		5.0未満	4.0以下				
建築物	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下				
	5.0以上8.0以下	2.0以下		5.0以上8.0未満	3.0以下		5.0以上8.0未満	3.0以下		5.0以上8.0未満	3.0以下				
	5.0未満	4.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	6.0以下				
外壁	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	3.0以下		8.0以上	3.0以下		8.0以上	3.0以下				
	5.0以上8.0以下	3.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下				
	5.0未満	4.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	6.0以下				
工作物	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	3.0以下		8.0以上	3.0以下		8.0以上	3.0以下				
	5.0以上8.0以下	3.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下				
	5.0未満	4.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	6.0以下				
5.1Y～9.9Y	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下				
	5.0以上8.0以下	2.0以下		5.0以上8.0未満	3.0以下		5.0以上8.0未満	3.0以下		5.0以上8.0未満	3.0以下				
	5.0未満	4.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	6.0以下				
その他の色相	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下				
	5.0以上8.0以下	1.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下				
	5.0未満	2.0以下		5.0未満	2.0以下		5.0未満	2.0以下		5.0未満	2.0以下				
無彩色	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	0	使用可	8.0以上	0	使用可	8.0以上	0	使用可			
	5.0以上8.0以下	0	使用可	5.0以上8.0未満	0	使用可	5.0以上8.0未満	0	使用可	5.0以上8.0未満	0	使用可			
	5.0未満	0	使用可	5.0未満	0	使用可	5.0未満	0	使用可	5.0未満	0	使用可			
0.0R(10RP)～4.9R	—	—	使用不可	7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下				
	5.0R～9.9R	—	使用不可	7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下				
	0.0YR(10R)～4.9YR	1.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下				
5.0YR～9.9YR	7.0以下	2.0以下		7.0以下	3.0以下		7.0以下	3.0以下		7.0以下	3.0以下				
	0.0Y(10YR)～5.0Y	2.0以下		7.0以下	3.0以下		7.0以下	3.0以下		7.0以下	3.0以下				
	5.1Y～9.9Y	7.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下				
その他の色相	—	—	使用不可	7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下				
	7.0以下	0	使用可	7.0以下	0	使用可	7.0以下	0	使用可	7.0以下	0	使用可			
	無彩色	0	使用可	7.0以下	0	使用可	7.0以下	0	使用可	7.0以下	0	使用可			

(注) 建築物の屋根の色彩には、陸屋根の防水層の色彩を含む。
 (注) 工作物には、開発行為、土地の形質の変更、物件の増積にともなう柵・塀の新設等を含む。

*1 住居系用途地域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
 *2 工業系用途地域：準工業地域、工業地域、工業専用地域
 *3 商業系用途地域：近隣商業地域、商業地域

表2 色彩基準【重点景観形成区域－第1種特定区域】

種 類 色相区分	基調色		備考	強調色1		強調色2	
	明度	彩度		明度	彩度	明度	彩度
建築物の外壁・工作物の外観	0.0R(10RP)～4.9R	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	使用不可	・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積まで使用可 ※強調色1と強調色2を合算した面積 ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。	・各立面の合計面積の1/80の面積まで使用可。ただし、各立面の面積の1/20を超えないものとする。 ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。	・全彩度使用可 0	・地区計画や建築協定等によって、独自の景観・まちづくりが進められている地域で、色彩についても協定等に独自の内容が定められている場合は、景観計画に定める「良好な景観形成に関する方針」に反しない範囲において、この色彩基準によらないことができる。 ・木材や地場の石材等の自然素材色は、施行直後には色彩基準の範囲に含まれていなくても、経年変化によって風格ある穏やかな色調に変色することが多いことから、この色彩基準によらないことができる。 ・他の法令によって色彩が規定されているものについては、この色彩基準によらないことができる。
	5.0R～9.9R	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	使用不可				
	0.0YR(10Y)～4.9Y	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	使用不可				
	5.0YR～9.9Y	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	使用不可				
	0.0Y(10YR)～5.0Y	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	使用不可				
	5.1Y～9.9Y	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	使用不可				
	その他の色相	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	使用不可				
	無彩色	8.0を超える 5.0以上8.0以下 5.0未満	使用不可 使用可 使用可				
	0.0R(10RP)～4.9R	—	使用不可				
	5.0R～9.9R	—	使用不可				
建築物の屋根	0.0YR(10Y)～4.9Y	7.0以下	使用不可	・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。	・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。	・全彩度使用可 0	・地区計画や建築協定等によって、独自の景観・まちづくりが進められている地域で、色彩についても協定等に独自の内容が定められている場合は、景観計画に定める「良好な景観形成に関する方針」に反しない範囲において、この色彩基準によらないことができる。 ・木材や地場の石材等の自然素材色は、施行直後には色彩基準の範囲に含まれていなくても、経年変化によって風格ある穏やかな色調に変色することが多いことから、この色彩基準によらないことができる。 ・他の法令によって色彩が規定されているものについては、この色彩基準によらないことができる。
	5.0YR～9.9Y	7.0以下	使用不可				
	0.0Y(10YR)～5.0Y	7.0以下	使用不可				
	5.1Y～9.9Y	7.0以下	使用不可				
	その他の色相	—	使用不可				
	無彩色	7.0以下	使用可				
	5.0YR～5.0Y	3.0以下	使用不可				
	その他の色相	—	使用不可				
	5.0YR～5.0Y	8.0以下	使用不可				
	その他の色相	—	使用不可				
無彩色	8.0以下	使用可					
鉄筋コンクリート造の柱等の外観	5.0YR～5.0Y	3.0以下	使用不可	(注) 建築物の屋根の色彩には、陸屋根の防水層の色彩を含む。 (注) 工作物には、開発行為、土地の形質の変更、物件の増築にともなう欄・埋の新設等を含む。 (注) 鉄筋コンクリート道の柱等とは、鉄柱、木柱その他これらに類するものも含む。	・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。	・全彩度使用可 0	・地区計画や建築協定等によって、独自の景観・まちづくりが進められている地域で、色彩についても協定等に独自の内容が定められている場合は、景観計画に定める「良好な景観形成に関する方針」に反しない範囲において、この色彩基準によらないことができる。 ・木材や地場の石材等の自然素材色は、施行直後には色彩基準の範囲に含まれていなくても、経年変化によって風格ある穏やかな色調に変色することが多いことから、この色彩基準によらないことができる。 ・他の法令によって色彩が規定されているものについては、この色彩基準によらないことができる。
その他の色相	—	使用不可					
5.0YR～5.0Y	8.0以下	使用不可					
その他の色相	—	使用不可					
無彩色	8.0以下	使用可					

表3 色彩基準【適用除外】

※一般区域、重点景観形成区域共通

<ul style="list-style-type: none"> 地区計画や建築協定等によって、独自の景観・まちづくりが進められている地域で、色彩についても協定等に独自の内容が定められている場合は、景観計画に定める「良好な景観形成に関する方針」に反しない範囲において、この色彩基準によらないことができる。 木材や地場の石材等の自然素材色は、施行直後には色彩基準の範囲に含まれていなくても、経年変化によって風格ある穏やかな色調に変色することが多いことから、この色彩基準によらないことができる。 他の法令によって色彩が規定されているものについては、この色彩基準によらないことができる。

(出典：奈良県景観計画)

色彩景観の基礎知識

色相(しきそう)

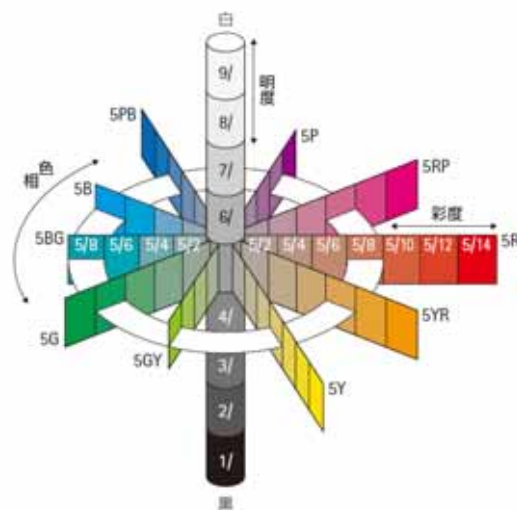
色相は、いろあいを表します。10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP)とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0R、10Rは0YRと同意です。

明度(めいど)

明度は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

彩度(さいど)

彩度は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

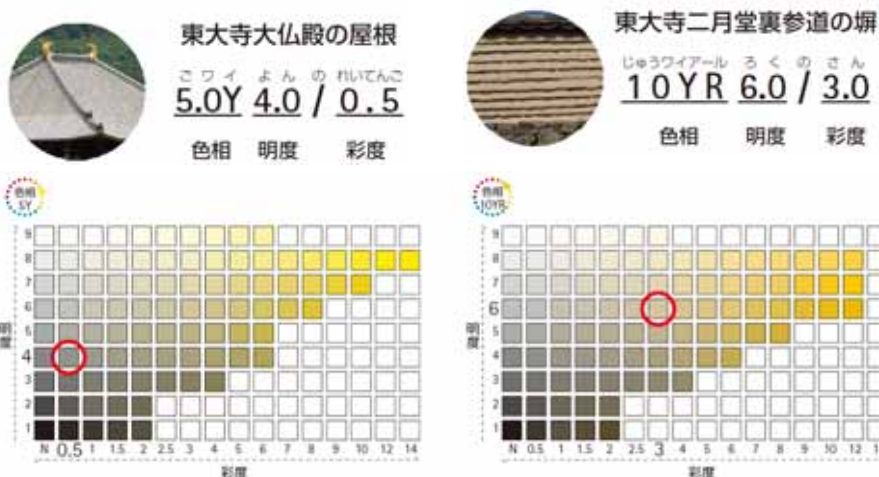


マンセル値

マンセル値は、これら3つの属性を組み合わせて表記する記号です。

有彩色は、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色は、ニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。

例えば、東大寺大仏殿の屋根は5.0Y4.0/0.5、二月堂裏参道の塀は10YR6.0/3.0です。



(出典：奈良県景観計画・色彩基準解説書)

国の景観形成ガイドライン・指針等

【全般】

名称	策定省庁	策定年月
美しい国づくり政策大綱	国土交通省	2003.7
国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)	国土交通省	2007.4 2009.4 最終改定
公共事業における景観整備に関する事後評価の手引き(案)	国土交通省	2009.3
景観重要公共施設の手引き(案)	国土交通省 都市・地域整備局	2007.9

【道路】

名称	策定省庁	策定年月
道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	国土交通省 道路局	2005.7
景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン	国土交通省 道路局	2004.3

【河川】

名称	策定省庁	策定年月
河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」	国土交通省 河川局	2006.10

【砂防】

名称	策定省庁	策定年月
砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省 砂防部	2007.2

【都市施設】

名称	策定省庁	策定年月
景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)	国土交通省 都市・地域整備局	2005.3

【建築物】

名称	策定省庁	策定年月
住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン	国土交通省 住宅局	2005.3
官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	国土交通省 官庁営繕部	2004.5

【農林】

名称	策定省庁	策定年月
美の里づくりガイドライン	農林水産省 農村振興局	2004.8
農業農村整備事業における景観配慮の手引き	農林水産省 農村振興局	2006.5

奈良県公共事業景観形成指針の策定経緯

策定の経緯

平成21年	4月	8日	第1回公共事業景観形成検討ワーキング部会
平成21年	4月	24日	第2回公共事業景観形成検討ワーキング部会
平成21年	6月	8日	第3回公共事業景観形成検討ワーキング部会
平成21年	6月	22日	第4回公共事業景観形成検討ワーキング部会
平成21年	7月	6日	奈良県景観審議会 第1回審査指導部会 審議
平成21年	7月～8月		意見照会（ワーキング部会構成課、土木事務所、市町村）
平成21年	10月	23日	第2回奈良県景観審議会 諮問

公共事業景観形成検討ワーキング部会構成課

部 局 名	課 名
くらし創造部 景観・環境局	風致景観課、自然環境課
農林部	耕地課、担い手・農地活用対策課、森林整備課
土木部	総務室、技術管理課、道路・交通環境課、道路建設課、道路管理課、 河川課、砂防課、郡山土木事務所、吉野土木事務所
土木部 まちづくり推進局	地域デザイン推進課、公園緑地課、下水道課、営繕課
教育委員会	文化財保存課
警察本部	交通規制課

奈良県公共事業景観形成指針

発行年月 平成21年11月

編集・発行 奈良県土木部 まちづくり推進局 地域デザイン推進課

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

Tel . 0742-22-1101（代表）

編集協力 パシフィックコンサルタンツ(株)

奈良県
公共事業
景観形成
指 針

平成21年11月